



2026文情運第4号
令和8年7月21日

文京区長 成澤 廣修 様

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会

会長 内山 忠明



令和8年6月15日付2026文総総第403号による令和8年度（情運）諮問第1号について、次のとおり答申します。

答 申

1 諮問事項

文京区情報公開制度の運用に係る延長決定の取扱いの変更について

2 審議会の結論

文京区情報公開条例（平成12年3月文京区条例第4号）第13条第2項後段の規定に基づき即日公開ができない場合における公開決定等の期限を延長する決定及び書面による通知の手続を要しないものとするのは、妥当なものと認める。

3 理由

情報公開制度については、文京区情報公開条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定により「即日公開」の原則に基づいて運用しているところである。「即日公開」が困難である場合には、公開請求のあった日に延長決定を行い、書面により速やかに通知するものとしている（条例第13条第2項後段）。

近年、公開請求件数の増加、公開請求内容の複雑多様化等の事情により、即日公開が困難な場合が増加している。このような状況に伴い、延長決定の決裁、通知の作成、送付といった延長決定に係る事務の負担が生じ、かえって最終的な公開決定等の遅れにつながる要因となっていることが認められる。

これらの点に鑑みると、延長決定及び通知の事務に係る手続を要しないこととする取扱いの変更は、限られた行政資源を対象文書の精査、公開・非公開の決定業務に集中させることを可能にするもので、情報公開の精度を向上させるものであり、情報公開制度の効率的な運用の観点から合理的であると評価できる。また、本件諮問に係る変更後も、条例第13条第1項の規定上「直ちに」公開決定等を行うとされているところであり、実質的に公開決定等までに要する時間・日数に影響するものではなく、妥当である。

なお、延長決定の取扱いを変更することについて、公開決定等までに要する期間が長期化するとの懸念から、一部の委員より反対する旨の意見が示されたことを踏まえ、改正の目的や「即日公開の原則」の趣旨などについて職員に周知するなど、速やかな決定がおこなわれるべきことに留意し、情報公開制度の適切な運用に努められたい。